

優良迷惑電話防止機器推奨実施細則

(審査委員会の開催)

第1条 審査委員会は、次により開催する。

- (1) 原則として6月、12月の各月1回開催し、期日は、その都度決定する。
- (2) 申請の締め切りは、審査委員会開催月の前月の20日とする。
- (3) 開催期日の通知は、申請者に対し直接行う。

(審査手数料等)

第2条 審査手数料及び更新手数料は、次のとおりとする。

審査手数料 48,600円
更新手数料 19,440円

2 シール交付手数料は、次のとおりとする。

シール1枚につき	5千枚未満	49.1円
	5千枚以上 1万枚未満	29.4円
	1万枚以上 5万枚未満	19.6円
	5万枚以上	14.7円

3 審査手数料等の納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 審査手数料及び更新手数料は、申請者があらかじめ連合会の指定口座に納付する。
- (2) シール交付手数料は、申請者の要望する枚数を連合会が送付した後に、連合会の指定口座に納付する。

(シールの規格)

第3条 シールの規格は、次のとおりとする。



縦 15mm 横 35mm

附則

この細則は、平成29年6月16日から施行する。